

# 12 遺言書情報証明書の交付等

情報

## 遺言書情報証明書

遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「遺言書情報証明書」といいます。）となります（法第9条第1項）。

なお、**遺言書情報証明書の記載事項**は、次のとおりです（省令第35条）。

遺言者が死亡している場合に限り交付されます。

### ◆遺言書の画像情報

- ◆遺言書に記載されている作成の年月日
- ◆遺言者の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあっては，国籍）
- ◆遺言書に次に掲げる者の記載があるときは，その氏名又は名称及び住所
  - ・受遺者
  - ・遺言執行者（民法第1006条第1項の規定により指定された者）
- ◆遺言書の保管を開始した年月日
- ◆遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号
- ◆遺言書に記載された法第9条第1項に掲げる関係相続人等（遺言者の相続人，受遺者及び遺言執行者を除く。）の氏名又は名称及び住所
- ◆申請書に記載された事項のうち受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日及び会社法人等番号



## 遺言書情報証明書の交付を請求できる者

次に掲げる者（以下「**関係相続人等**」といいます。）は，遺言書保管官に対し，遺言書保管所に保管されている遺言書について，「遺言書情報証明書」の**交付を請求することができます**（法第9条第1項）。

- ◆遺言書に記載された者で法第9条第1項に定める者
  - ※遺言者の相続人，**受遺者**，遺言執行者等

民法第994条によれば，遺言者より先に受遺者が死亡したときはその効力が生じないとされるので，遺言書保管官は，受遺者の相続人からの請求であったときは，遺言者と受遺者の死亡の先後を審査することとなります。

# 12 遺言書情報証明書の交付等

～ 関係相続人等 [遺言書保管法において定める者一覧] ～

## ◆ 遺言者の相続人（法第9条第1項第1号）

※民法第891条の規定(欠格事由)に該当し又は排除によってその相続権を失った者及び相続の放棄をした者を含む。以下同じです。

## ◆ 遺言書に記載された次に掲げる者又はその相続人（法第9条第1項第2号）

- **受遺者**（遺言書保管法第4条第4項第3号イに掲げる者）
- 認知するものとされた子（民法第781条第2項（遺言認知））
- 認知するものとされた体内に在る子の母（民法第781条第2項（遺言認知））  
※母の相続人となるのは体内に在る子に限ります。
- 民法第893条（遺言による排除）の規定により、排除する意思を表示された推定相続人（民法892条）
- 民法第894条第2項（遺言による排除の取消し）の規定により、排除を取り消す意思を表示された推定相続人（民法892条）
- 祖先の祭祀を主宰すべき者（民法第897条第1項ただし書（被相続人の指定））
- 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者（国家公務員災害補償法第17条の5第3項（遺言による指定））
- 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者（地方公務員災害補償法第37条第3項（遺言による指定））
- 信託において、その受益者となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 信託において、残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 信託において、受益者指定権等の行使により受益者となるべき者（信託法第89条第2項（遺言による行使））
- 保険金受取人の変更により保険金受取人となるべき者（保険法第44条第1項又は第73条第1項（遺言による変更））
- 上記の者のほか、これらに類するものとして政令で定める者（政令第7条） ※次ページ参照

## ◆ 遺言書に記載された次に掲げる者（法第9条第1項第3号）

- **遺言執行者**（遺言書保管法第4条第4項第3号ロに掲げる者）
- 財産について指定された管理者（民法第830条第1項（第三債務者が無償で子に与えた財産管理））
- 指定された未成年後見人（民法第839条第1項（遺言による指定））
- 指定された未成年後見監督人（民法第848条（遺言による指定））
- 共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者（民法第902条第1項（遺言による指定））
- 遺産の分割の方法を定めることを委託された第三者（民法第908条（遺言による定め））
- 遺言執行者の指定を委託された第三者（民法第1006条第1項（遺言による指定））
- 著作権の実名の登録について、指定を受けた者（著作権法第75条第2項（遺言による指定））
- 著作者の死後における人格的利益保護に係る請求について指定を受けた者（著作権法第116条第3項（遺言による指定））
- 信託がされた場合において、その受託者となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 信託がされた場合において、信託管理人となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 信託がされた場合において、信託監督人となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 信託がされた場合において、受益者代理人となるべき者として指定された者（信託法第3条第2号（遺言による方法））
- 上記の者のほか、これらに類するものとして政令で定める者（政令第8条） ※次ページ参照

# 12 遺言書情報証明書の交付等

～ 関係相続人等 [政令及び省令において定める者一覧] ～

## ◆ 法第9条第1項第2号チの政令で定める者（政令第7条）

- 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）以外の法令において引用し、準用し、又はその例によることとされる同法第17条の5第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条第3項の規定により遺族扶助金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第10条の5第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和28年政令第62号）第11条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第9条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第13条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和33年政令第227号）第12条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 前各号に掲げる者のほか、これらに類するものとして法務省令で定める者（省令第47条）

## ◆ 政令第7条第8号の省令で定める者（省令第47条）

- 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第43条第2項の規定により遺族補償を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第63条第2項の規定により遺族手当を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第9条第2項第8号の規定により指定された特定配偶者等支援金を受けることができる遺族のうち特に指定された者

## ◆ 法第9条第1項第3号トの政令で定める者（政令第8条）

- 著作権法（昭和45年法律第48号）第116条第2項ただし書の規定により同条第1項の請求についてその順位を別に定められた者
- 前号に掲げる者のほか、これに類するものとして法務省令で定める者 ※省令上、現時点で該当するものがないため規定されていません。

# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 遺言書情報証明書の請求先

- ◆自己（請求者）が関係相続人等（遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者等）に該当する遺言書（以下「**関係遺言書**」といいます。）を現に保管する遺言書保管所（法第9条第2項）
- ◆上記以外の遺言書保管所でも可（法第9条第2項）

全国全ての遺言書保管所に請求が可能です。



## 請求書・書類の提出

詳細は次ページ以降参照

関係相続人等は、その旨を記載した法務省令で定める**請求書**及び**書類**を添付して遺言書保管官に**提出**しなければなりません（法第9条第4項，省令第33条，第34条）。



法令により届出人の出頭を求めているから郵送請求可能



## 手数料の納付

郵便切手

政令で定める額の手数料金 **1,400円**（収入印紙）を「**手数料納付用紙**」に貼ってしなければなりません（法第12条，省令第52条，別記第12号様式）。

なお、**遺言書情報証明書の送付を求めるときは**，法務省令で定めるところにより，当該**送付に要する費用を郵便切手で納付**しなければなりません（政令第6条，省令第52条第2項）。

# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 請求書の提出

様式は次ページ参照

請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません(省令第33条(別記第8号様式))。

- 1 請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日又は会社法人等番号及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名
- 2 法定代理人によって請求するときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 3 請求人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先
- 4 遺言者の氏名、出生の年月日、**最後の住所**、**本籍**（外国人にあつては、国籍）及び**死亡の年月日**
- 5 **相続人（数次相続人を除く。）の氏名、出生の年月日及び住所**
- 6 請求に係る証明書の通数
- 7 手数料の額
- 8 請求の年月日
- 9 遺言書保管所の表示

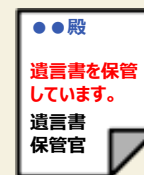
◆請求人が以下に掲げる書類を添付した場合、省令第33条第2項第4号の一部（上記赤字部分）につき記載を要しません（省令第33条第3項第1号）。

- ・遺言書保管事実証明書



◆請求人が以下に掲げる書類のいずれかを添付した場合、省令第33条第2項第4号の一部（上記赤字部分）及び第5号（上記青字部分）につき記載を要しません（省令第33条第3項第2号）。

- ・遺言書情報証明書
- ・法第9条第5項の通知の写し
- ・政令第9条第4項の通知の写し
- ・省令第48条第1項の通知の写し



◆請求人が以下に掲げる書類を添付した場合、省令第33条第2項第5号（上記青字部分）につき記載を要しません（省令第33条第3項第3号）。

- ・法定相続情報一覧図の写し（相続人（数次相続人を除く。）の**住所の記載があるもの**に限ります。）



# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 請求書様式

別記第 8 号様式

別記第 8 号様式 (第 3 3 条第 1 項関係) 請求年月日 令和  年  月  日

請求先の遺言書保管所の名称  (地方) 法務局

遺言書情報証明書の交付請求書

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。また、該当するにはレ印を記入してください。

請求人の資格  1:相続人/2:相続人以外

請求人の氏名 姓                       
 名

請求人の出生年月日  1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治  年  月  日

請求人の  
会社法人等番号

請求人の住所 〒    -

郵便番号

市町村名

番地

建物名

法定代理人による請求の有無  
 (注)法定代理人による請求の申付は、レ印を記入してください。  
 法定代理人の氏名及び住所

請求人又は法定代理人の電話番号

5001 1/4ページ ページ数 1/

省令第 3 3 条第 3 項第 1 号及び  
 第 2 号に定める書類を添付した場  
 合：赤枠内の事項記載省略可  
 ※外国人は国籍記入

【請求対象の遺言書欄】※請求対象の遺言書の保管番号等を記入してください。

遺言者の氏名 姓                       
 名

出生年月日  1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治  年  月  日

遺言者の住所 〒    -

郵便番号

市町村名

遺言者の本籍 郵便番号

市町村名

郵便番号

遺言者の国籍(国又は地域) コード   地名・  
 地域名

遺言者の死亡年月日 令和  年  月  日

遺言書保管所の名称  (地方) 法務局

請求対象の  
遺言書の保管番号

保管番号 H     -     -

H     -     -

5002 2/4ページ ページ数 2/

# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 請求書様式 (継続)

別記第 8 号様式

**【請求人本人の確認・記入欄】**以下の事項について、該当するものがあれば□にレ印を記入してください。

- 遺言書情報証明書の交付を受けた。
- 遺言書の閲覧をした。
- 遺言書複製ファイルの取換の閲覧をした。
- 遺言書複製等実証証明書の交付を受けた。
- 遺言書が保管されている旨の通知を受け取った。

(注) 漏れがちなこととされている取換等一部の事項を一部省略できる場合があります。なお、請求人の住所や年齢によって省略できる事項があります。

請求手数料  酒

手数料の額  円

請求人又は法定代理人の  
署名又は記名押印

捺印欄

記載・添付書類  
省略に係るチェック  
項目があります。

省令第 3 3 条第 3 項第 2 号及  
び第 3 号に定める書類を添付した  
場合：右ページ全部記載省略可

5003

ページ数 3 /

3/4ページ

**【相続人欄】** 実遺言書の法定相続人全員の氏名等を記入してください。法定相続情報一覧図の写し(住所が記載されたもの)を添付する場合は、本用紙の記入を省略することができます。

相続人の氏名 姓

名

相続人の  
出生年月日  1:令親/2:年産/3:兩取/4:次正/5:明産 年 月 日

相続人の住所 〒  -

都道府県

市町村丁目

大字丁目

郵便

郵便号

相続人の氏名 姓

名

相続人の  
出生年月日  1:令親/2:年産/3:兩取/4:次正/5:明産 年 月 日

相続人の住所 〒  -

都道府県

市町村丁目

大字丁目

郵便

郵便号

相続人の氏名 姓

名

相続人の  
出生年月日  1:令親/2:年産/3:兩取/4:次正/5:明産 年 月 日

相続人の住所 〒  -

都道府県

市町村丁目

大字丁目

郵便

郵便号

(注) 記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

5004

ページ数 /

4/4ページ

# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 添付書類

請求書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません（法第9条第4項，省令第34条）。

- 1 遺言者を被相続人とする法定相続情報一覧図の写し（廃除された者がある場合には，その者の戸籍の謄本，抄本又は記載事項証明書を加える。）又は  
遺言者（当該遺言者につき代襲相続がある場合には，被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書並びに相続人（数次相続人を除く。）の戸籍の謄本，抄本又は記載事項証明書（遺言者又はその相続人が外国人である場合には，これらに準ずるもの）
- 2 相続人（数次相続人を除く。）の全員の住所を証明する書類  
※官庁又は公署の作成したものは，その作成後3月以内のものに限ります。
- 3 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
- 4 法第9条第1項第1号（遺言者の相続人）に規定される相続人として請求する場合は，当該相続人に該当することを証明する書類（当該相続人が数次相続人である場合には，別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 5 法第9条第1項第2号（受遺者等）に規定される相続人として請求する場合は，当該相続人に該当することを証明する書類（受遺者等の相続人である場合には，別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 6 請求人が法人であるときは，代表者の資格を証明する書類で作成後3月以内のもの
- 7 法定代理人によって請求するときは，戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後3月以内のもの

認証文日付が3か月以内の法定相続情報一覧図の写しに住所が記載されたものでよい。

◆請求に係る遺言書について，次に掲げる事項が既に行われている場合には，省令第34条第1項第1号及び第2号（上記赤字部分）に掲げる書類の添付を要しません（省令第34条第2項）。

- ・遺言書情報証明書の交付
- ・関係相続人等による閲覧



最初に請求した者以降の者（2番バッター）は楽ちゃんなんです！！



# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 証明書の交付

任意代理人  
不可

遺言書保管官は、次に掲げる方法によって遺言書情報証明書を交付しなければなりません(省令第36条)。

- ◆ **省令第13条各号に掲げる方法**により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して交付する方法  
又は
- ◆ 請求人又はその法定代理人の**住所に宛てて郵便又は信書便により送付して交付する方法**

郵送可  
!

## 遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

### ◆ 以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

### ◆ 上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。

# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 遺言書情報証明書（様式）

[公用]

遺言書情報証明書

遺言者	
氏名	法務太郎
出生年月日	昭和30年1月1日
住所	I県A市B田町1-1-1
本籍又は国籍・地域	I県A市B田町1-1-1

整理番号 7000001

1/6

[公用]

遺言書1	
作成年月日	令和2年1月1日
保管開始年月日	令和2年7月10日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	札幌法務局苫小牧支局
保管番号	H0101-202007-15
受遺者等	
受遺者	
氏名又は名称	受遺者 花子
住所又は本店・主たる事務所	T県B市C田町2-2-2
遺言執行者等	
遺言執行者等	
氏名又は名称	執行者 一郎
住所又は本店・主たる事務所	I県A市C田町3-3-33


整理番号 7000001

2/6

保管番号 H0101-202007-15

[公用]

原遺言書の  
保管番号



整理番号 7000001

3/6


# 12 遺言書情報証明書の交付等



## 遺言書情報証明書（様式・継続）

追加分

公用	
遺言書2	
作成年月日	令和2年1月1日
保管開始年月日	令和2年7月10日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	札幌法務局苫小牧支局
保管番号	H0101-202007-15-02
受遺者等	
受遺者等1	
氏名又は名称	受遺者 花子
住所又は本店・主たる事務所	T県B市C田町2-2-2
受遺者等2	
氏名又は名称	受遺者 桃子
住所又は本店・主たる事務所	T県B市C田町2-2-22
遺言執行者等情報	
遺言執行者等1	
氏名又は名称	執行者 一郎
住所又は本店・主たる事務所	T県A市C田町3-3-3
遺言執行者等2	
氏名又は名称	執行者 二郎
住所又は本店・主たる事務所	T県A市C田町3-3-33
整理番号 7000001	
4/6	
4/6	

公用	
保管番号 H0101-202007-15-02	
	
整理番号 7000001	
5/6	
5/6	

公用	
上記の遺言者が作成した遺言書について、下記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。	
令和2年7月10日	
東京法務局 遺言書保管官	● ● ●
電子 公印	
整理番号 7000001	
6/6	
6/6	